

投資奨励委員会事務局 告示

P-6/仏暦2544年(2001年)(仮訳)

件名 既に製造を行っている事業に関して36条(1)および(2)による権利恩典の使用に際しての実施規定

投資奨励委員会布告、仏暦2544年第

3号 件名、既に製造している事業に対して投資奨励を与え、36条(1)および(2)による権利恩典を付与することに関して、

権利恩典の使用に明確性をあたえ、その指針とするために、仏暦2520年投資奨励法第13条の意図する権限により、投資奨励委員会の権限の移譲を受けた事務局は、既に製造を行っている事業に関して36条(1)および(2)による権利恩典の使用に際しての実施規定の告示を発する。

以下による。

1. 奨励を受ける者は、ただ1つの方法による原材料および副資材の権利恩典使用を選択しなくてはならない。すなわち、事務局の第36条による、保税倉庫による、あるいは関税局の付則第19条によるものとする。
2. 生産フォーミュラーおよび最高ストックを計算する場合
奨励を受ける者は、原材料および副資材の輸入の前に、事務局から同意を得た団体からの検査を経て、同意を得た原材料および副資材の帳簿となる文章および証拠とあわせて、原材料および副資材帳簿(リスト)を提出しなくてはならない。以下による。
 - 2.1 生産を行う製品の種類
 - 2.2 生産方法
 - 2.3 製品類に対応する原材料および副資材のリストおよび数量を提示する生産フォーミュラー、生産工程中のロス量も含むこと。
 - 2.4 年当たり、あるいは、顧客の購入注文の数量により輸出すると見込まれる製品の量
 - 2.5 種類ごとの原材料および副資材のリストおよび最大ストック量
 - 2.6 リスト毎の原材料および副資材の使用説明書
 - 2.7 原材料、副資材、事務局の同意を受けた団体あるいは機関

が規定したところにより生産を行う製品の見本あるいは映像

2.8 事務局の同意を受けた団体あるいは機関が規定したところによる文書あるいは証拠

3. 生産フォーミュラーを使用しない輸入の場合

3.1 奨励を受けた者は、原材料および副資材の輸入の前に、事務局から同意を得た団体および機関による検査を経て、同意を得た種類ごとの原材料および副資材のリストおよび最大ストック量を提出しなくてはならない。

3.2 奨励を受けた者は、明確な倉庫管理の帳簿システムを整え、
、
その都度、以下の管理文書により検査を受けるものとする。
。

3.2.1 原材料および副資材の輸入受領書

3.2.2 生産フォーミュラー

3.2.3 生産指示書

3.2.4 原材料および副資材の引き取り書（蔵出し証券）

3.2.5 原材料および副資材の種類ごとに区分けした輸入
原材料および副資材の帳簿報告

3.2.6 完成品の管理帳簿

3.2.7 事務局の同意を受けた団体あるいは機関が規定したところによるその他の文書あるいは証拠

4. 原材料および副資材の通関指示の許可申請文書

4.1 奨励を受けた者は、インベスタークラブのRAW MATERIALS TRACKING SYSTEM (RMTS) のシステムにより、原材料および副資材の通関指示およびカットストック（在庫管理）を使用しなくてはならない。

4.2 すでに許可を受けた帳簿により輸入する原材料および副資材に関して、関税免除の許可申請を希望する奨励を受けた者は、
、
以下を行わなくてはならない。

4.2.1 インベスタークラブに提出する文書を作成する。以下からなる文書を添付する。すなわち、

4.2.1.1 INVOICE

4.2.1.2 PACKING LIST

4.2.1.3

権利恩典の使用を開始する日にちを明示する文書（最初の周期の通関指示用として）

4.2.1.4

インベスタークラブが定めるフロッピーディスク

これらに関し、前述した文書は、会社印がなくてはならず、権限保持者あるいは権限受理者に、全ての文書に保証のサインをさせるものとする。

4.2.2 奨励を受けた者は、ファックスによる

4.2.1項による文書の写しの送付と合わせて、MODEMによる情報の送付方法を選択できる。

4.2.3 許可を受けたリストおよびストック量により、事務局は、周期毎に輸入される原材料および副資材の関税免除の許可を検討する。さらに、関税局あての輸入税免除の許可を明示する文書を用意する。以下による。

4.2.3.1 全部輸出の生産事業である場合には、許可を受けた最高ストック量を超えない輸入合計数量に対して、関税の免除を許可する。

4.2.3.2 全部輸出でない生産事業の場合には、輸出のための生産に使用する部分に対して、周期毎に許可量を考慮し、関税の免除を許可する。それらは、総計したときに許可を受けた最高ストック量を超えないものとする。

5. 第36条の権利の使用

税免除を受ける原材料および副資材とは、輸出のための生産にのみ使用しなくてはならず、前述した原材料および副資材から生産した製品を国内販売に利用する時は、税を支払わなくてはならず、製品生産に使用する原材料および副資材のリストおよび量を示して、事務局に知らせるために国内販売の計画を提示しなくてはならない。

6. 原材料および副資材のカットストック（帳簿管理）の申請

奨励を受けた者が、外国に製品輸出を完了した場合には、輸出してから

3ヶ月以内に、原材料および副資材のカットストックの許可申請を提出しなくてはならない。以下のような手続きを必要とする。

- 6.1 生産フォーミュラーを設定している時には、投資委員会事務局の告示、仏暦2535年第25号 件名 輸出のために輸入した原材料および材のカットストック実施により行うものとし、コンピューターによるカットストックを利用する者は、フロッピーディスクを送付させるものとする。
- 6.2 生産フォーミュラーを作っていない場合、以下の文書を添付の上、
投資委員会事務局あるいはインベスタークラブに文書を提出させるものとする。
 - 6.2.1 生産フォーミュラーの写し
 - 6.2.2 輸出証明書
 - 6.2.3 INVOICE
 - 6.2.4 PACKINGLIST
 - 6.2.5 原材料および副資材の種類毎に区分けした輸入原材料および副資材の管理帳簿報告
 - 6.2.6 事務局の同意を受けた団体あるいは機関が規定したところによるその他の文書あるいは根拠

7. 期間延長

奨励を受けた者は、権利恩典の受理期間最終日前に、原材料および副資材の輸入期間延長の申請文書を作成することができる。

8. 権利恩典を受理した期間が最終となった時の実施事項

- 8.1 権利恩典を受理した期間が最終となった時には、奨励を受けた者は、権利恩典を受理した期間の最終日の原材料および副資材の使用報告を整えなくてはならない。合わせて、工場に余っている原材料および副資材の検査をするために、報告し事務局に知らしめる。
これらに関して、関税の免除をえて輸入した原材料および副資材は、権利恩典を受けた期間の最終日から数えて、
1年以内に生産し、輸出しなくてはならないが、輸入した日から数えて、1年以内に輸出しなくてはならない。
- 8.2 奨励を受けた者は、権利恩典の使用期間の最終日から数えて1年以内に、原材料あるいは副資材カットストックの許可申請のために、輸出文書を提出しなくてはならず、帳簿を閉じなくてはならない。

奨励を受けた者が規定の期限内に輸出できない、また、輸出文書の選出ができず事務局に対して示すことができない場合には、権利恩典の試用期間の最終日から数えて1年満期になった時に、奨励を受けた者は、輸入をした日の状態により残余部分の原材料および副資材の輸入税を支払わなくてはならない。

9. 1年以内輸出できないが、当然の理由がある場合には、事務局は、その必要性に応じ、期限延長を検討する。

10. 輸出に際して、関税局は、関税局が定める方式によりサンプルを引き出し、合わせて、事務局に検査のために送り届ける。奨励を受けた者は、カットストックの申請の件を提出した時に、15日以内にそのサンプルの返還を申請しなくてはならない。さもなくば、事務局は、引き続き当然とみなされる措置をとる。

11. 上述の指針により判定できない問題が生じた場合には、投資奨励委員会長官を判定者とする。

告示日 仏歴2544年（2001年）10月

16日
ト

署名 チャクラモン・パスカワニッ

投資委員会長官

この翻訳は、告示日2001年10月16日付の投資委員会事務局告示P-6/仏歴2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。